

## 期限内納付は社会のルールです - お忘れのないようお納めください -

5月の納付は **軽自動車税** 全期  
**上・下水道使用料** 4・5月分

**納期限(口座振替日)は6月1日(月)です**

前日までに預金通帳残高をご確認ください。

納付には、便利な口座振替制度をご利用ください。  
お申し込みは、お近くの指定金融機関等で!

問員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859  
問北勢庁舎 水道総務課 T 72-3516 F 72-2260

## 藤原岳自然科学館「ホタルを見る会」 藤原岳山麓の小川でホタルの学習と観察をします。

日時 6月6日(土) 19:30~21:00  
集合場所 藤原文化センター  
持ち物 筆記用具・返信はがき・雨具  
コース 藤原岳近くの小川  
申込期限 5月30日(土)  
申込方法 往復はがきに、住所・氏名・参加者全員の氏名・人数・学年・開催日・希望教室名・電話番号を記入してお申し込みください。



申込先 問 藤原岳自然科学館  
〒511-0518 藤原町坂本870-1 T F 46-8488

## 下水道情報

### 下水道宅内工事にご協力を・・・

宅内工事は、市の条例で供用開始〔下水道への接続が可能〕の日から3年以内に行うこと(接続義務)と定められています。宅内工事を行うことで、地域の衛生環境が良くなり、下水道施設をより有効に活用することができます。

### 工事は指定工事店で!

宅内工事を行う場合は、必ず市の指定工事店へ依頼してください。工事に関しては、条例で技術的な基準が定められており、指定を受けた工事店でなければ工事はできません。工事前には必ず申請書を提出し、工事(接続)後は速やかに完了届・使用開始届を下水道課へ提出してください。書類の手続きなどは次のとおりです。

申請 市確認 工事施工 完了・使用開始届 使用料賦課・完成検査

市への申請から完成検査までは、指定工事店の責任で行います。  
下水道を使用(接続)した時から下水道使用料が必要になります。

### 特定施設の設置等の届出

- ①特定施設の設置の届出(下水道法第12条の3第1項)  
下水道の区域内に新規(増設含)で特定施設を設置し、下水道を使用(接続)するときは設置の60日以前に市へ届け出なければならない。
- ②特定施設の使用届出(下水道法第12条の3第3項)  
特定施設の設置者は下水道の供用が開始されたので、公共用水域への放流を中止し、下水道を使用(接続)するときは、その日から30日以内に市へ届け出なければなりません。

下水道への排除制限〔下水の量および水質基準〕など、詳しくは下水道課へお問い合わせください。

特定施設 = 水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設

問北勢庁舎 下水道課 T 72-3515 F 72-2260

## 屋根のない学校

### 講座の紹介

#### 「人びとの命とくらしを守る植物たち」

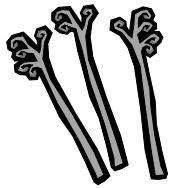
内容 春の山菜のいろいろ

日時 6月13日(土)  
13:30~15:30

場所 屋根のない学校

対象者 小学生・保護者

講師 葛山 博次先生



### 他の講座

5月17日(日) 9:00~ おもちゃ作り教室

6月 6日(土) 9:00~ 魚教室

13:30~ ふるさと教室

6月13日(土) 9:00~ 昆虫教室

興味のある方は、

下記へお問い合わせください。

(申し込みが必要です)

問 屋根のない学校  
T F 46-6363 藤原町坂本2065  
「簡易パーキングふじわら」隣り  
(国道306、365号沿い)  
団体でのご利用など、詳しくは、  
藤原文化センター  
T 46-4311へお問い合わせください。

## 桑名保健所 肝炎ウイルス(B型・C型)検査

肝炎に感染している心配があり、検査を希望される方は、保健所または県内の医療機関で無料で検査を受けることができます。検査を希望される方は、あらかじめ保健所で発行した受診券を医療機関に提出いただく必要があります。

### 保健所の検査日

日時 毎週火曜日(祝祭日を除く)  
13:00~14:30 受付

結果 2週間後に来所(希望者には郵送)

詳しくは、桑名保健所へお問い合わせください。

問 桑名保健福祉事務所 地域保健課 T 24-3620 F 24-3692